

名古屋市水防計画

＜令和 8 年 6 月・修正案＞

名古屋市防災会議

水防計画

連番	頁	修 正 前						修 正 後						備 考				
1	15 83	第3章 重要水防箇所及び水防注意区域							第3章 重要水防箇所及び水防注意区域							重要水防箇所の修正		
		資料3－5 河川重要水防箇所重要度別集計表							資料3－5 河川重要水防箇所重要度別集計表									
		国管理河川（重要水防箇所：堤防）							国管理河川（重要水防箇所：堤防）									
		水系名		河川名	左右岸別	重 要 度 別 延 長 (m)			延 長 (m)	水系名		河川名	左右岸別	重 要 度 別 延 長 (m)			延 長 m)	
						A（水防上最も重要な区間）	B（水防上重要な区間）	要（要注意区間）						A（水防上最も重要な区間）	B（水防上重要な区間）			要（要注意区間）
		庄内川	庄内川	左	990	38,110	3,260	42,360	庄内川	庄内川	左	990	37,890	3,260	42,140			
				右	70	22,240	5,889	28,199			右	70	22,240	6,870	29,180			
			矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010		矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010			
				右	160	8,420	940	9,520			右	160	8,420	940	9,520			

水防計画

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考	
2	48 ～ 50	第9章 水防活動		第9章 水防活動		防災気象情報の見直し等に伴う修正	
		9.1 水防配備		9.1 水防配備			
		(1) 市の水防配備		(1) 市の水防配備			
		配備 種別	事象等	体制	配備 種別		事象等
		準備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報（注1） 2～3（略）	(略)	準備	1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) レベル2 大雨注意報 (2) レベル2 土砂災害注意報 (3) レベル2 高潮注意報（注1） 2～3（略）	(略)
		第1非常配備	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害） (2) 大雨警報（土砂災害）（注2） (3) 暴風警報 (4) 洪水警報 (5) 暴風雪警報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注3） 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注4） 4 市域において、震度4（气象台発表）の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	(略)	第1非常配備	1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1) レベル3 大雨警報（削除） (削除) (2) 暴風警報 (削除) (3) 暴風雪警報 (追加) 2 木曽川中流レベル3 氾濫警報が発表されたとき（注2） 3 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注3） 4 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注4） 5 市域において、震度4（气象台発表）の地震が発生したとき 6 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき	(略)
		第2非常配備	1（略） 2 名古屋市に高潮警報が発表されたとき（注6） 3（略） 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたときレベル2 氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が12時間以内に暴風警戒	第2非常配備	1（略） 2 名古屋市にレベル3 高潮警報が発表されたとき（注6） 3（略） 4 レベル2 氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注8）（注9）	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が12時間以内に暴風警戒

水防計画

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
		(注 8) 5 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。 (注 9) 6 (略)	域に入ると予想された場合をいう (注 6) 市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制 (注 7) 市本部各部及び別表 2 の該当区本部による配備体制 (注 8) 市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制 (注 9) 市本部各部及び別表 3 の該当区本部による配備体制	5 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。 (注 10) 6 (略)	警戒域に入ると予想された場合をいう (注 6) 市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制 (注 7) 市本部各部及び別表 2 の該当区本部による配備体制 (注 8) 市本部各部及び別表 1 の該当区本部による配備体制 <u>(注 9) 木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する)</u> (注 10) 市本部各部及び別表 3 の該当区本部による配備体制	
		1 (略) 2 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 大雨特別警報（土砂災害） (3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 暴風雪特別警報 3 (略) 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（注 10） 5～7 (略)	第 2 非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 (注 10) 市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制	1 (略) 2 次の警報の 1 以上が名古屋市に発表されたとき (1) <u>レベル 4 大雨危険警報（削除）</u> (2) <u>レベル 5 大雨特別警報（削除）</u> (3) <u>レベル 3 土砂災害警報（注 11）</u> (4) <u>レベル 4 土砂災害危険警報（注 11）</u> (5) <u>レベル 5 土砂災害特別警報</u> (6) 暴風特別警報 (7) <u>レベル 4 高潮危険警報（注 12）</u> (8) <u>レベル 5 高潮特別警報</u> (9) 波浪特別警報 (10) 暴風雪特別警報 3 (略) 4 <u>レベル 3 氾濫警報又はレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注 13）（注 14）</u> 5～7 (略)	第 2 非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 (注 11) 市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制 <u>(注 12) 市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制</u> <u>(注 13) 市本部各部及び別表 1 の該当区本部による配備体制</u> <u>(注 14) 木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する</u>	

水防計画

連番		頁		修 正 前		修 正 後		備 考																					
		第4非常配備	1 (略) 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（注 11） 3～5 (略)	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 （注 11）市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制		第4非常配備	1 (略) 2 レベル5 氾濫特別警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く(注 15) (注 16) 3～5 (略)	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 （注 15）市本部各部及び別表 1 の該当区本部による配備体制 （注 16）木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する																					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																					
		別表 1 大雨警報（土砂災害）が発表された時の配備該当区本部			別表 1 河川氾濫に伴う防災気象情報が発表される河川名及び配備該当区本部																								
		<table><tr><th>区本部</th></tr><tr><td>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。			区本部	千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白	<table><tr><th>河川名 (観測所)</th><th>区本部</th><th>河川名 (観測所)</th><th>区本部</th></tr><tr><td>庄内川 (志段味)</td><td>北、西、守山</td><td>新川 (水場川外)</td><td>北、西、中川、港</td></tr><tr><td>庄内川 (枇杷島)</td><td>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</td><td>天白川 (天白川)</td><td>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</td></tr><tr><td>庄内川 (瀬古)</td><td>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</td><td>日光川 (古瀬)</td><td>中川、港</td></tr><tr><td>木曽川中流 (犬山、笠松)</td><td>西、中川、港</td><td colspan="2"></td></tr></table>					河川名 (観測所)	区本部	河川名 (観測所)	区本部	庄内川 (志段味)	北、西、守山	新川 (水場川外)	北、西、中川、港	庄内川 (枇杷島)	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	天白川 (天白川)	瑞穂、港、南、緑、名東、天白	庄内川 (瀬古)	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	日光川 (古瀬)	中川、港	木曽川中流 (犬山、笠松)	西、中川、港
区本部																													
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白																													
河川名 (観測所)	区本部	河川名 (観測所)	区本部																										
庄内川 (志段味)	北、西、守山	新川 (水場川外)	北、西、中川、港																										
庄内川 (枇杷島)	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	天白川 (天白川)	瑞穂、港、南、緑、名東、天白																										
庄内川 (瀬古)	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	日光川 (古瀬)	中川、港																										
木曽川中流 (犬山、笠松)	西、中川、港																												
別表 2～別表 3 (略)			別表 2～別表 3 (略)																										

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																													
		別表 4 高潮警報が発表されたときの配備該当区本部 <table><tr><th>区本部</th></tr><tr><td>熱田、中川、港、南、緑</td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断 することができる。 別表 5 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当区本部 <table><tr><th colspan="2">気 象 庁 長 官 と 国 土 交 通 大 臣 が共同して行う洪水予報</th><th colspan="2">気象庁長官と愛知県知事が共同し て行う洪水予報</th></tr><tr><th>河川名 (観測所)</th><th>区本部</th><th>河川名 (観測所)</th><th>区本部</th></tr><tr><td>庄内川 (志段味)</td><td>北、西、守山</td><td>新川 (水場川外)</td><td>北、西、中川、港</td></tr><tr><td>庄内川 (枇杷島)</td><td>千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山</td><td>天白川 (天白川)</td><td>瑞穂、港、南、緑、名 東、天白</td></tr><tr><td>庄内川 (瀬古)</td><td>千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山</td><td>日光川 (古瀬)</td><td>中川、港</td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断 することができる。	区本部	熱田、中川、港、南、緑	気 象 庁 長 官 と 国 土 交 通 大 臣 が共同して行う洪水予報		気象庁長官と愛知県知事が共同し て行う洪水予報		河川名 (観測所)	区本部	河川名 (観測所)	区本部	庄内川 (志段味)	北、西、守山	新川 (水場川外)	北、西、中川、港	庄内川 (枇杷島)	千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山	天白川 (天白川)	瑞穂、港、南、緑、名 東、天白	庄内川 (瀬古)	千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山	日光川 (古瀬)	中川、港	別表 4 レベル 3 高潮警報・レベル 4 高潮危険警報が発表されたときの配 備該当区本部 <table><tr><th>高潮に関する情報</th><th>予想潮位(m)</th><th>区本部</th><th>配備種別</th></tr><tr><td>レベル 3 高潮警報</td><td></td><td>熱田、中川、港、南、 緑</td><td>第 2 非常 配備</td></tr><tr><td rowspan="4">レベル 4 高潮危険警報</td><td>2.5 以上～4.1 未満</td><td>熱田、中川、南、緑 港</td><td>第 2 非常 配備 第 3 非常 配備</td></tr><tr><td>4.1 以上～4.5 未満</td><td>熱田、南、緑 中川、港</td><td>第 2 非常 配備 第 3 非常 配備</td></tr><tr><td>4.5 以上～5.2 未満</td><td>中村、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑</td><td>第 3 非常 配備</td></tr><tr><td>5.2 以上</td><td>北、西、中村、中、 昭和、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑、 天白</td><td>第 3 非常 配備</td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断 することができる。 別表 5 レベル 3 土砂災害警報・レベル 4 土砂災害危険警報が発表された ときの配備該当区本部 <table><tr><th>区本部</th></tr><tr><td>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</td></tr></table> ※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断 することができる。	高潮に関する情報	予想潮位(m)	区本部	配備種別	レベル 3 高潮警報		熱田、中川、港、南、 緑	第 2 非常 配備	レベル 4 高潮危険警報	2.5 以上～4.1 未満	熱田、中川、南、緑 港	第 2 非常 配備 第 3 非常 配備	4.1 以上～4.5 未満	熱田、南、緑 中川、港	第 2 非常 配備 第 3 非常 配備	4.5 以上～5.2 未満	中村、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑	第 3 非常 配備	5.2 以上	北、西、中村、中、 昭和、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑、 天白	第 3 非常 配備	区本部	千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白	
区本部																																																	
熱田、中川、港、南、緑																																																	
気 象 庁 長 官 と 国 土 交 通 大 臣 が共同して行う洪水予報		気象庁長官と愛知県知事が共同し て行う洪水予報																																															
河川名 (観測所)	区本部	河川名 (観測所)	区本部																																														
庄内川 (志段味)	北、西、守山	新川 (水場川外)	北、西、中川、港																																														
庄内川 (枇杷島)	千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山	天白川 (天白川)	瑞穂、港、南、緑、名 東、天白																																														
庄内川 (瀬古)	千種、東、北、西、 中村、中、熱田、中 川、港、守山	日光川 (古瀬)	中川、港																																														
高潮に関する情報	予想潮位(m)	区本部	配備種別																																														
レベル 3 高潮警報		熱田、中川、港、南、 緑	第 2 非常 配備																																														
レベル 4 高潮危険警報	2.5 以上～4.1 未満	熱田、中川、南、緑 港	第 2 非常 配備 第 3 非常 配備																																														
	4.1 以上～4.5 未満	熱田、南、緑 中川、港	第 2 非常 配備 第 3 非常 配備																																														
	4.5 以上～5.2 未満	中村、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑	第 3 非常 配備																																														
	5.2 以上	北、西、中村、中、 昭和、瑞穂、熱田、 中川、港、南、緑、 天白	第 3 非常 配備																																														
区本部																																																	
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白																																																	

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
3	65 ～ 75	第16章 避難 16.1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (2) 警戒レベルの設定 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>避難情報等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>自らの避難行動を確認</td><td>大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (参考とする警戒レベル相当情報) <table><tr><th>警戒レベル相当情報</th><th>市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報</th></tr><tr><td>5相当</td><td>大雨特別警報 氾濫発生情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒)</td></tr><tr><td>4相当</td><td>土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「危険」(紫) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「危険」(紫) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「危険」(紫)</td></tr><tr><td>3相当</td><td>大雨警報(土砂災害)※</td></tr></table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等	(略)	(略)	(略)	2	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	(略)	(略)	(略)	警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	5相当	大雨特別警報 氾濫発生情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒)	4相当	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「危険」(紫) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「危険」(紫) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「危険」(紫)	3相当	大雨警報(土砂災害)※	第16章 避難 16.1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (2) 警戒レベルの設定 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>避難情報等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>自らの避難行動を確認</td><td><u>レベル2 氾濫注意報</u> <u>レベル2 大雨注意報</u> <u>レベル2 土砂災害注意報</u> <u>レベル2 高潮注意報</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (参考とする警戒レベル相当情報) <table><tr><th>警戒レベル相当情報</th><th>市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報</th></tr><tr><td><u>5相当</u></td><td><u>レベル5 氾濫特別警報</u> <u>レベル5 大雨特別警報</u> <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> <u>レベル5 高潮特別警報</u> <u>レベル5 氾濫発生情報</u> <u>大雨キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>洪水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>浸水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>土砂キキクル「災害切迫(黒)」</u></td></tr><tr><td><u>4相当</u></td><td><u>レベル4 氾濫危険警報</u> <u>レベル4 大雨危険警報</u> <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> <u>レベル4 高潮危険警報</u> <u>レベル4 氾濫危険情報</u> <u>大雨キキクル「危険(紫)」</u> <u>洪水キキクル「危険(紫)」</u> <u>浸水キキクル「危険(紫)」</u> <u>土砂キキクル「危険(紫)」</u></td></tr><tr><td>3相当</td><td>レベル3 氾濫警報</td></tr></table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等	(略)	(略)	(略)	2	自らの避難行動を確認	<u>レベル2 氾濫注意報</u> <u>レベル2 大雨注意報</u> <u>レベル2 土砂災害注意報</u> <u>レベル2 高潮注意報</u>	(略)	(略)	(略)	警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	<u>5相当</u>	<u>レベル5 氾濫特別警報</u> <u>レベル5 大雨特別警報</u> <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> <u>レベル5 高潮特別警報</u> <u>レベル5 氾濫発生情報</u> <u>大雨キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>洪水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>浸水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>土砂キキクル「災害切迫(黒)」</u>	<u>4相当</u>	<u>レベル4 氾濫危険警報</u> <u>レベル4 大雨危険警報</u> <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> <u>レベル4 高潮危険警報</u> <u>レベル4 氾濫危険情報</u> <u>大雨キキクル「危険(紫)」</u> <u>洪水キキクル「危険(紫)」</u> <u>浸水キキクル「危険(紫)」</u> <u>土砂キキクル「危険(紫)」</u>	3相当	レベル3 氾濫警報	防災気象情報の見直しに伴う修正
警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等																																										
(略)	(略)	(略)																																										
2	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの)																																										
(略)	(略)	(略)																																										
警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報																																											
5相当	大雨特別警報 氾濫発生情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「災害切迫」(黒) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「災害切迫」(黒)																																											
4相当	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 「危険」(紫) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 「危険」(紫) 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 「危険」(紫)																																											
3相当	大雨警報(土砂災害)※																																											
警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等																																										
(略)	(略)	(略)																																										
2	自らの避難行動を確認	<u>レベル2 氾濫注意報</u> <u>レベル2 大雨注意報</u> <u>レベル2 土砂災害注意報</u> <u>レベル2 高潮注意報</u>																																										
(略)	(略)	(略)																																										
警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報																																											
<u>5相当</u>	<u>レベル5 氾濫特別警報</u> <u>レベル5 大雨特別警報</u> <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> <u>レベル5 高潮特別警報</u> <u>レベル5 氾濫発生情報</u> <u>大雨キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>洪水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>浸水キキクル「災害切迫(黒)」</u> <u>土砂キキクル「災害切迫(黒)」</u>																																											
<u>4相当</u>	<u>レベル4 氾濫危険警報</u> <u>レベル4 大雨危険警報</u> <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> <u>レベル4 高潮危険警報</u> <u>レベル4 氾濫危険情報</u> <u>大雨キキクル「危険(紫)」</u> <u>洪水キキクル「危険(紫)」</u> <u>浸水キキクル「危険(紫)」</u> <u>土砂キキクル「危険(紫)」</u>																																											
3相当	レベル3 氾濫警報																																											

水防計画

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
5			洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 「警戒」（赤） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「警戒」（赤） 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 「警戒」（赤）	<u>レベル3大雨警報</u> <u>レベル3土砂災害警報</u> <u>レベル3高潮警報</u> <u>レベル3氾濫警戒情報</u> <u>大雨キキクル「警戒（赤）」</u> <u>洪水キキクル「警戒（赤）」</u> <u>浸水キキクル「警戒（赤）」</u> <u>土砂キキクル「警戒（赤）」</u>		
		2相当	氾濫注意情報 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 「注意」（黄） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「注意」（黄） 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 「注意」（黄）	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		
※ 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 （3）高齢者等避難の発令基準等 ② 発令基準（資料16-1 参照） 次の基準（資料16-1参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発令する。 ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 イ 地域特性の基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合 ウ 内水氾濫の基準 60分先の60分予想雨量が100mmを超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合 エ 土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大						
<u>(削除)</u> （3）高齢者等避難の発令基準等 ② 発令基準（資料16-1 参照） 次の基準（資料16-1 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発令する。 ア 河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 イ <u>大雨</u>の基準（<u>河川氾濫（中小河川）・内水氾濫</u>） <u>a 名古屋市にレベル4大雨危険警報が発表された場合、かつ、洪水キキクルで「警戒（赤色）」となった場合</u> <u>b 名古屋市にレベル4大雨危険警報が発表された場合、かつ、60分先の60分予想雨量が100mmを超える場合</u> ウ <u>地域特性の基準</u> <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合</u> エ 土砂災害の基準 <u>名古屋市にレベル3土砂災害警報が発表された場合、かつ、土砂キ</u>						

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤色）」となった場合 オ 高潮災害の基準 台風の接近等に伴い、名古屋市に高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 （略） ⑥ 発令解除基準 ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ 内水氾濫の基準 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除されたとき。 エ 高潮災害の基準 高潮警報が解除されたとき （略） （４）避難指示の発令基準等 ② 発令基準 次の状況が認められるときを基準として避難指示を発令する。 ア 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき イ がけ崩れ等の地変が発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき ウ 次の基準（資料 16-1 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合 （ア）河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 （イ）地域特性の基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	キクルで「警戒（赤色）」となった場合 オ 高潮災害の基準 名古屋市に<u>レベル 4 高潮危険警報</u>が発表された場合、<u>かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合</u> （略） ⑥ 発令解除基準 ア 河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川<u>氾濫</u>による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ <u>大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫）</u> 降雨予測等から判断して<u>河川氾濫（中小河川）、内水氾濫</u>による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が解除され、<u>区本部、土木隊、消防隊に巡視の結果、顕著な異常が認められない</u>とき。 エ 高潮災害の基準 <u>レベル 4 高潮危険警報</u>が解除され、<u>かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断された</u>とき。 （略） （４）避難指示の発令基準等 ② 発令基準 次の状況が認められるときを基準として避難指示を発令する。 ア 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき イ がけ崩れ等の地変が発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき ウ 次の基準（資料 16-1 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合 （ア）河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 （イ）<u>大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫）</u> <u>a 名古屋市にレベル 4 大雨危険警報が発表された場合、かつ、洪水キクルで「危険（紫色）」となった場合</u> <u>b 名古屋市にレベル 4 大雨危険警報が発表された場合、かつ、60 分予想雨量が 100mm を超える場合</u> （ウ）<u>地域特性</u>の基準	

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(ウ) 内水氾濫の基準 60 分予想雨量が 100mm を超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合 (エ) 土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫色）」となった場合 (略) ⑥ 解除基準 ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ 内水氾濫の基準 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められないとき。 エ 高潮災害の基準 高潮警報が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による害発生のおそれがないと判断されたとき。 (略) （５）緊急安全確保の発令基準等 ② 発令基準 次の状況が認められるときを基準として緊急安全確保を発令する。 ア 災害が発生した場合。 イ 災害が切迫しており、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 ウ 次の基準（資料 16-1 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 （ア） 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 a 河川水位が基準水位に達した場合 b ポンプの排水調整に伴い、ポンプが停止した場合 （イ） 地域特性の発令基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当した場合	<u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合</u> (エ) 土砂災害の基準 名古屋市に<u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が発表され、かつ、土砂キキクルで「危険（紫色）」となった場合 (略) ⑥ 解除基準 ア 河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難等の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ <u>大雨</u>の基準（<u>河川氾濫（中小河川）・内水氾濫</u>） 降雨予測等から判断して<u>河川氾濫（中小河川）</u>、内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められないとき。 エ 高潮災害の基準 <u>レベル 4 高潮危険警報</u>が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 (略) （５）緊急安全確保の発令基準等 ② 発令基準 次の状況が認められるときを基準として緊急安全確保を発令する。 ア 災害が発生した場合。 イ 災害が切迫しており、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 ウ 次の基準（資料 16-1 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 （ア） 河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整の発令基準 a 河川水位が基準水位に達した場合 b ポンプの排水調整に伴い、ポンプが停止した場合 （イ） <u>大雨</u>の発令基準（<u>河川氾濫（中小河川）・内水氾濫</u>） a <u>名古屋市にレベル 5 大雨特別警報が発表された場合、か</u>	

水防計画

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(ウ) 内水氾濫の基準 a 記録的短時間大雨情報が発表された場合 b 60分雨量が100mmを超えた場合 (エ) 土砂災害の基準 名古屋市に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報の危険度分布)で「災害切迫(黒色)」となった場合 (オ) 高潮災害の基準 三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報が発表された場合 (略) ⑥ 解除基準 ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 イ 内水氾濫の基準 降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 エ 高潮災害の基準 高潮警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 (略)	<u>つ、洪水キキクルで「災害切迫(黒色)」となった場合</u> <u>b 名古屋市にレベル5大雨特別警報が発表された場合、かつ、60分雨量が100mmを超えた場合</u> (ウ) <u>地域特性</u>の発令基準 <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当した場合</u> (エ) 土砂災害の基準 名古屋市に<u>レベル5土砂災害特別警報</u>が発表された場合、かつ、土砂キキクルで「災害切迫(黒色)」となった場合 (オ) 高潮災害の基準 <u>名古屋市にレベル5高潮特別警報又は、三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合</u> (略) ⑥ 解除基準 ア 河川<u>氾濫</u>・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 イ <u>大雨</u>の基準 <u>(河川氾濫(中小河川)・内水氾濫)</u> 降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 ウ 土砂災害の基準 <u>レベル4土砂災害危険警報</u>が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 エ 高潮災害の基準 <u>名古屋市にレベル4高潮危険警報</u>が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 (略)	